「ぐんまフィルムコミッション紹介パンフレット作成」業務委託仕様書

1 業務の名称

「ぐんまフィルムコミッション紹介パンフレット作成」業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、近未来構想の1つに掲げる「クリエイティブの発信源」の実現を目指し、 群馬県内の地域フィルムコミッション・市町村等と連携しながら映像作品のロケ誘致・支援を推進している。

ロケ誘致をさらに進めるため、ぐんまフィルムコミッション(以下、「ぐんま FC」という。)の支援内容やロケ地を掲載した映像制作会社向けのパンフレットを作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

4 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務開始に先立ち、今後の業務スケジュール表(任意様式)を作成し、 速やかに群馬県へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、群馬県との協議を行い、その意図や目的を十分に 理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ群馬県に書面により報告し、群馬県の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打合せは、群馬県が指定した方法で実施すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と協議すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに 群馬県との協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

- (1) デザイン、レイアウト、編集、校正、印刷等パンフレット作成に必要な作業を行う。
- (2) パンフレット制作にあたり必要な資料等については、群馬県から提供する。

- (3) パンフレット制作に当たるデザイン、レイアウト業務は適宜群馬県と打ち合わせを 行い、群馬県の承認を得ること。
- (4) 日本語版作成後、翻訳作業を実施し英語版も作成すること。
- (5) 成果品の納品は群馬県庁 e スポーツ・クリエイティブ推進課に行うこと。
- (6) 成果品納品の際は100部ごとに帯掛けを行うこと。
- 6 基本条件(県が過去に作成したロケ地マップ等の内容を必ずしも踏襲する必要はない。)
 - ① 概要

ぐんま FC 支援内容・群馬県内ロケ地等を掲載する。

②基本仕様

- ・ 主な配布対象 映像制作者
- 掲載情報ア表紙
 - イ 群馬県について (天候・交通網・ぐんま FC 概要等)
 - ウ ぐんま FC 支援内容 (映像制作補助金・FC 支援内容等)
 - エ 群馬県内ロケ地
 - オ 地図・アクセス
 - カ 問い合わせ先
 - ※ア・イ・ウに1ページ、エに4ページを使用して、オ・カであわせて1ページの計8ページとすること
 - ※掲載情報は作成時に変更となる場合がある
 - ※イ・ウについてはぐんま FC 公式サイトを参照のこと。
- ・言 語 日本語・英語
- ·翻訳文字数 約2,000文字
- ・ページ数8ページ、中綴じ
- ・用紙サイズ A4サイズ
- 紙 質 等 上質紙110kまたはマットコート110k
- ・印 刷 フルカラー
- · 印刷 部数 2,000部(日本語版、英語版各1,000部)
- ・校 正 回 数 3回以上
- ·納 期 令和8年3月19日 (木)

③作成方針

・イラストやレイアウト等に工夫を凝らし、思わず手に取ってみたくなるデザイン とすること。

- ・映像制作会社からの興味が得られるよう、一覧性の高いものとすること。
- ・群馬県と適宜打ち合わせを行い、デザイン、レイアウト等意向を反映すること。

7 成果品

下記のとおり成果品を納品すること。

- 冊子
- ・印刷データ 一式 (PDF)

8 注意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託契約終了後も同様とする。
- (2) 成果品に加え、受託者が撮影・作成し成果品に掲載した写真やイラスト等の所有権、著作権及び利用権は、本県に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、群馬県の許可なく他に公表、貸 与、使用、複写及び漏えいをしてはならない。
- (4)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。